

恵庭市立学校における部活動の在り方に関する方針

恵庭市では、「生徒の心身の成長のためのバランスのとれた学校生活」や教師の部活動における負担を軽減し、「教育の質を高める環境の構築」等を目的に、「恵庭市立学校における部活動の在り方に関する方針」を策定しました。

◇休養日・活動時間の設定

<休養日>

・週当たり**2日以上**

(平日1日以上、週末1日以上、年間104日以上)



<活動時間>

・平日 : **2時間程度**

・学校の休業日 : **3時間程度**



【大会等前における特例として弾力的な活動時間の設定】

大会等の前日から1ヶ月前の期間においては弾力的な活動時間の設定が可能になります。

<休養日>

週に1日以上、年間の累計で104日以上。

(積雪での冬季オフシーズンなどを考慮する)

<活動時間>

平日：2時間程度（オフシーズン適用の場合3時間程度）、学校休業日：4時間程度

※この場合でも、1週間の活動時間は計16時間程度とする



◇学校の取組

○校長は「学校の部活動に係る活動方針」を策定・公表するとともに、校内に部活動に係る相談・要望の窓口を設置します。

○年間及び月間の活動計画を作成し、周知するなど、保護者・生徒の理解を得ながら指導します。

○生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底します。

◇家庭や地域での取組

○部活動休養日等の設定、学校の取組にご理解いただきますとともに、学校と家庭・地域が連携しながら部活動に取り組める環境づくりに御協力をお願いいたします。

方針の全文等は恵庭市HPをご覧ください。

QRコードより →



また、恵庭市の方針は北海道の方針に基づき策定しております。

道のホームページにも策定の経緯など掲載しておりますのでご覧ください。

○部活動方針に関するQ&A

Q1 小学校の少年団活動は、この方針の対象とならないのですか？

A1 本方針が定めているのは、学校教育の一環として行う、学校の部活動等に関するものであり、地域のスポーツクラブや少年団活動等は対象とはしておりません。しかしながら、こうした活動においても、けがの防止や心身のリフレッシュを図るという観点から、休養日等に関する考え方を共有することが大切であると考えております。

Q2 弾力的な運用であっても、活動時間の上限を週16時間程度としているのはなぜですか？

A2 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に」について（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、スポーツ障害等のリスクから、『週当たりの活動時間における上限は16時間未満とすることが望ましい』とされているためです。

また、文化部活動にあっても、バランスのとれた生活を送ることができるよう配慮することが必要です。

Q3 方針で設定された活動時間では、練習試合や合宿もできなくなるのではないのでしょうか。

A3 練習試合や合宿の場合、1日の活動時間の上限を、やむを得ず超過することも考えられます。（移動時間・準備や片付けに係る時間は、活動時間に含まないこととしますが、それらの時間が常態的に長い場合は、活動時間そのものを短くするなどの配慮が必要であると考えます。）

一方で、生徒のバランスの取れた生活や、顧問の部活動指導に係る負担の軽減にも充分配慮する必要があるため、やむを得ず練習試合等で1日の活動時間を超過する場合は、当該1週間の活動時間が長くとも16時間程度となるように他の日の活動時間を調整することが必要となります。

Q4 保護者の理解・協力が必要なものはどのようなものがあるのでしょうか。

A4 子どもの教育は、学校と地域、保護者がそれぞれの役割を果たし、互いに連携・協力して行うものです。子どもの学校外の生活においては、多様な経験をさせ、家族の団らんを通じ、その健全な成長を促していくことが期待されます。部活動の時間が長くなる余り、それらの活動の機会が失われることがないように、保護者と学校が連携・協力することが必要です。

ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

恵庭市教育委員会